

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	2
3. 福岡市・北九州市	3
4. 仙台市	5

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (14) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第24条の3に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、千葉県及び千葉市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、成田市及び千葉市においては、1月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

## 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業）

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

#### ①大阪府の区域

- ・大阪市全域【平成28年6月を目途に実施】
- ・豊中市、池田市及び箕面市全域【直ちに実施】
- ・守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市全域【直ちに実施】

（注）特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、大阪市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、寝屋川市、箕面市若しくは門真市又はこれらに隣接する大阪府内の市町村とする。

#### ② 略

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (3) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

#### ① 福岡市全域【平成27年中に実施】

#### ② 北九州市全域【平成30年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、福岡市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

#### ① 福岡市全域【令和2年中に実施】

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルール of 周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注1）内【平成26年11月に

**設置】**

北九州市が設置する北九州テレワークセンター（注2）内【令和2年度中に設置】

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、北九州テレワークセンター内における窓口相談対応については、スタートアップカフェ内の相談員がオンラインで実施する。

- ① 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ② 弁護士による個別訪問指導
- ③ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ④ セミナーの開催

(注1)「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

(注2)「北九州テレワークセンター」

- ・創業を取り巻く環境の変化に対応し、北九州市内に点在する様々なリソースを繋ぐとともに、創業支援の中核として、北九州市が設置する施設。愛称を「COMPASS小倉」という。

## 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (6) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

仙台市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

【平成29年4月より実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、仙台市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、仙台市内における外国人による創業活動を促進する。

【令和2年度中に実施】

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### (6) 事項：テレワークの普及を促進するための「仙台テレワークサポートデスク」の設置

内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台テレワークサポートデスク」（以下「テレワークデスク」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和2年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び仙台市

ii) 設置場所：（公財）仙台市産業振興事業団内（仙台市青葉区中央1丁目3番1号）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。

iv) 事業内容：テレワークデスクが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・テレワーク導入に係る総合相談窓口設置
- ・テレワーク導入に係る既存ITサービスの情報提供

- テレワーク導入に係る新規システム開発及び技術的課題に対する検討サポート
- テレワーク導入補助金の案内
- テレワーク体験機会の提供
- テレワーク導入希望企業向けの説明会やテレワーク関連イベントの開催